定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

１　開会及び閉会日時
令和元年９月２５日（月）午前１０時００分　開会
午前１１時１５分　閉会

２　開催場所
富士川町教育文化会館

３　出席及び欠席委員の氏名
出席委員　　野中　正人　教育長　　中村　髙志　職務代理
大森きよ子　委　員　　秋山　悦彦　委　員

４　議場に出席した事務局の職員の職氏名
教育総務課長　　中込　浩司　　生涯学習課長　　深澤　千秋
教育施整統括監　　渡辺　成昭　　総務学校担当ﾘｰﾀﾞｰ　三好　　健
給食セ準備室長　　大久保　公生　　社会体育担当ﾘｰﾀﾞｰ　石坂　裕樹

５　傍聴人及び報道
なし

６　教育長報告
令和元年８月２７日から令和元年９月２５日までの事務事業について報告。
【報告の要旨】
(1) 県体育祭り・町体育祭りについて
県体育祭り　　9 月 15 日から開催。町村の部で 10 連覇達成。
町体育祭り　　10 月 20 日に開催。
(2) 文芸教室・町文化祭について
文芸教室　　9 月 10 日から
文化事業　　10 月 13 日に 1 日の開催として、芸能フェスティバル
10 月 26 日に街角の音楽祭、10 月 27 日に太鼓フェスティバル、
11 月 16 日から 18 日まで文化展を開催。
(3) 9 月定例町議会について
9 月 6 日から 20 日までの 15 日間を会期。提出案件 23 件。9 名が一般質問し、「教師の多忙化について」「給食センターの建設について」教育関係の質問があった。

(4)不審者情報について　　８月下旬から９月にかけ、鰍沢北区周辺及び青柳町５丁目付近で、登下校中の女子中学生を狙った不審者情報が４件あった。警察とスクールガードによるパトロールと、防災無線による周知・見守りの呼びかけ、各小中学校では下校時には、教職員が付いて集団で下校している。

(5)小中学校のあり方懇話会について

9 月 24 日に第２回目を行い、各小中 PTA 及び保育園と幼稚園の保護者から様々な意見を伺った。

(6) 各種大会について　　増穂中学校陸上、卓球、交通安全弁論、自由研究発表県体育協会表彰、町体育功労者表彰・文化功労者表彰ほか

【委員了知】

7　会議に付した議案

なし

8　議題となった動議を提出した者の氏名

なし

9　議事の概要

なし

10　協議事項

なし

11　報告事項の概要（議長：中村職務代理）

(1) 令和元年 9 月定例町議会一般質問について

議　　長　　令和元年 9 月定例町議会一般質問について説明を求める。

事 務 局　　資料により説明する。

委　　員　　町として、サポーター制度の人材バンクなどを作る考えはあるか。

事 務 局　　現在はありませんが、学校側で受け容れられる人材が、どのような人がよいのかを聞いて、ボランティアの募集を検討していく。

委　　員　　退職した女性教員のボランティアの人材バンクが、峡南地域独自であるが、何が協力できるかを登録し、小学家庭科の授業をサポートしたことがある。現職退職女性教職員の会が名簿を管理し、仲介をしてもらっている。この場合、授業の進捗状況により、学校側の予定が変わることもあるので、事前の日程調整が難しいところがあるが、手続きが簡単に出来る体制を作ることが重要だと思う。

事 務 局　　教材を作る補助を頼みたい場合も、その支援者に教師の考えを伝

えることに時間がかかるようでしたら、支援の内容が限定的となることもあるので、制度については学校とよく協議しながら研究をしていきたい。

【委員了知】

(2) 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について

議　　長　　内容の説明を求める。

事 務 局　　条例資料により各施設の使用料について説明する。

委　　員　　消費税の増税分について、各使用料がそれぞれ増税分程度値上げされたということでよろしいですね。

事 務 局　　その通りです。消費税は１０月１日から上がりますが、周知期間を考慮して、１１月１日から使用料については新しい料金となります。町の広報にも掲載します。

【委員了知】

(3) 町民体育館解体工事の変更契約について

議　　長　　事務局から説明を求める。

事 務 局　　資料により説明する。昔、「天井川」であったところを改修するにあたり、当時は法規制が緩かったので、コンクリート及びアスファルト片を埋設したものが約２００ｔ出てきたので、その処分費の増額変更をしました。増額分の財源についてはJR東海のリニア補償分となります。

(4) 富士川町小中学校のあり方懇話会について

議　　長　　事務局から説明を求める。

事 務 局　　昨晩行われた会議の内容については、資料が間に合いませんので、口頭で説明します。午後７時３０分から午後１０時近くまで行われ、各PTA及び保護者の代表から、一部の保護者から聞いた意見を発表して頂いた。

増小からの代表的な意見は、「小学校のあり方について、今の配置を継続してもらいたいが、今後の統廃合の予定があるのなら知らせて欲しい。」「中学校について、いつかは受け入れなければならないが、時期と場所がはっきりしていない。統合するのであれば、対象となる児童の交流授業や、遠距離通学の問題を検討してほしい。」

南小からの代表的な意見は、増小とほぼ同じであるが、「保護者に対し、情報の出し方がよくない。提供資料の内容が足りない。」などの意見があった。

鰍小からの代表的な意見は、「現状では、あまり意見を聞き取れていないが、何が良くて、何が悪いのかわからない。もう少し時間

をもらって保護者から意見を聞いて報告する。

増中では、方針に添った意見ではなく、全体の中で、クラス替えをしたい生徒もいれば、したくない生徒もいる。少人数の学校がよい生徒もいるので、統合しないで両校を残し、選択できるのがよいとの意見があった。また、生徒数を増やせるよう町で何か方策を考えて欲しいとの要望があった。

鰍中では、臨時幹部会の中で、鰍小の児童数から将来色々なことで心配になる。児童生徒数を増やす方策を町に要望する。統合するのであれば、子どもたちが混乱しないような対策をとって欲しいとの意見でした。

各保育所の保護者役員からは、県内でも統合する学校が出てきているので仕方がない。富士川町に住みたくなるような方策をして欲しい。学校の近くにも家が建てられるような制度にして欲しいとの意見でした。

峡南幼稚園の保護者代表からは、町内の保護者は半分くらいであるが、小中学校とも一つのクラス人数を小さくして、担任が一人一人に行き届く丁寧な教育が出来るようにして欲しい要望があった。富士川町で学ぶことに誇りを持てるような学校を作って欲しいとの意見でした。また、経済協力開発機構が出している小中学校１クラスの世界平均人数では、日本は１クラスの人数が多い国となっているとの報告がありますので、この結果も踏まえて統合を考えて欲しいとの意見がありました。

委　　員　　昨日の懇話会を傍聴して、長時間色々な意見を聞いたが、教育委員会の基本方針を出す時期が注目されていると感じた。基本方針を検討している中で、皆さんの意見を聞いているのが今であるのだが、理解してもらえない意見もあった。

委　　員　　まだ、話が煮詰まっていないように感じた。時間をかけて話をしていくのが良いのか。賛成、反対の意見よりも教育委員会の指針をはっきり示して欲しいとの意見もあった。

事務局　　懇話会に出した資料は、提言書の内容ではなく、教育委員会で議論したうえでの方針として出している。前回の懇話会でも今までの経過を説明したが、理解してもらうのに不十分であったところもある。今後、教育委員会として基本方針をどのようにまとめ、決定していくかである。

現状の小中学校を、どんな方向に持って行くのが子どもたちのためになるのかをこの委員会で十分議論して頂きたい。

委　　員　　私たちが議論して出した方針であったが、そのように理解してもらえなかった。保護者の中で意見を聞くには、もう少し時間が必要

なのか。新聞にも出ましたが、「統合ありき」と思われた部分があったのではないか。

事 務 局　　新聞の記事についても、記者が公開している町のホームページから情報を得て、独自に取材したものである。今後は、昨日の懇話会で出された意見が大部分であるが、整理して次の懇話会で確認して頂く。意見が十分に出なかったPTAでもその後に出た意見を発表してもらい、出されたすべての意見をこの教育委員会のなかで参考意見として頂き、基本方針（案）を作っていく。

　最終的に、いつ、どこでという内容は、基本方針が出来た後で、学校設置者である町が決めていくことになる。

【委員了知】

12　その他

(1) 県体育祭りの結果について

議　　長　　事務局から説明を求める。

事 務 局　　資料により説明する。

【委員了知】

13　今後の日程について

(1) 山梨県市町村教育委員会連合会・秋季研修会について

議　　長　　事務局から説明を求める。

事 務 局　　日程等について説明する。

【委員了知】

(2) 生涯学習課関係の秋季イベントについて

議　　長　　事務局から説明を求める。

事 務 局　　資料により説明する。

【委員了知】

(3) 増穂南小学校の運動会について

議　　長　　事務局から説明を求める。

事 務 局　　日程等について説明する。

【委員了知】

14　議決事項

なし

15　その他教育長が必要と認めた事項
なし

16　その他
〇会議規則第１６条第１項による会議の次第は別紙のとおり。
〇次回教育委員会　定例会　１０月２５日（金）午前 10 時（予定）
〇町制１０周年記念行事「山車巡行祭り」１１月４日（月・祝）
午前９時～午後３時４０分

会議録署名

教 育 長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

教　育　委　員　会　定　例　会　次　第

日時：令和元年９月２５日（水）午前１０時～
会場：富士川町教育文化会館　３階会議室

1　開　会

2　前回議事録の承認

3　議事録署名委員の指名

4　教育長の報告

5　議　題

6　協議事項

7　報告事項
（１）令和元年度９月定例町議会一般質問について
（２）消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
（３）町民体育館解体工事変更契約について
（４）富士川町小中学校のあり方懇話会について

8　その他
（１）県体育祭りの結果について

9　今後の日程について
（１）山梨県市町村教育委員会連合会・秋季研修会について
（２）教育と文化を語る会
日時：令和元年１０月２８日(月)　午後６時４５分～
場所：増穂小学校体育館
（３）小学校の運動会について（確認）

10　閉　会

令和元年９月２５日　　定例教育委員会・教育長報告

１、県体育祭り・町体育祭りについて

県体育祭りは、9月15日に開会式が行われ、本町関係者の表彰者は２名が受賞いたしました。また、9月22日には、閉会式が行われ、町村の部において、各専門部の活躍により総合優勝を果たすことができ、10連覇を達成いたしました。

なお、町の体育祭りは、10月20日、本年度初めていきいきスポーツ公園で実施されます。支部対抗競技としては昨年と同様、５種目となっています。

（県体育祭の得点表は別紙資料による）

２、文芸教室・町文化祭について

文化の秋を迎えて、9月10日より文芸教室（川柳・短歌・詩）が専門部のサポートにより、講師を招聘し行われました。

文化事業については、10月13日に「芸能フェスティバル」（音楽部門と舞台芸能部門を１日で開催）、10月26日に「街角の音楽会」、10月27日「太鼓フェスティバル」がいずれも文化ホールで実施する予定であります。また、文化展については、11月16日から18日まで町民会館で実施されます。

３、９月定例議会について

9月6日から20日までの15日間の会期で開催されました。提出された案件は、報告３件、条例制定２件、条例改正９件、補正予算４件、契約締結１件、平成30年度決算認定２件、道路認定２件、合わせて23件でありました。

また、決算認定案件につきましては、11日に開催された、決算特別委員会で内容の審議をいただきました。

なお、一般質問については、9名が登壇し、教育関係は、「教職員の多忙化について」「給食センターの建設について」の質問がありました。

４、不審者情報について

８月下旬から９月にかけて、町内各地で不審者の出没が相次ぎ、小中学校では、集団登下校を行うとともに、保護者への一斉メールでのお知らせ、先生方による登下校の見守りや付き添いを行っております。また、警察署、スクールガードによるパトロールを強化するとともに、町では防災無線による町内放送での周知・見守りの呼びかけを行っております。

・８月２５日（日）　鰍沢県営団地付近　鰍中女子へ付きまとい
・９月　８日（日）　鰍沢旭橋の公園付近　鰍中女子へ声かけ
・９月１１日（水）　鰍沢新田郵便局付近　鰍中女子　腕をつかまれた
・９月１９日（木）　青柳５丁目旧澤産婦人科付近　増中女子へ付きまとい

５、小中学校のあり方懇話会について

第２回小中学校のあり方懇話会は、9月24日に行われ、各学校のPTA役員会や保育所、各種団体長の皆さんから、様々なご意見を伺うことができました。

6、各種大会について

○中学校大会関係　増穂中学校　別紙のとおり

○山梨県体育協会表彰

体育功労者　齊藤　亘（長　澤）町スポーツ協会推薦

同　　長澤明人（天神中條）県柔剣道連盟推薦

○優秀選手

佐川幸司（鰍沢北）第73回国体カヌー競技

成年男子カヌーワイルドウォータースプリント　男子カヤックシングル（3位）

○富士川町体育功労者表彰　１０／２０　町民体育祭り

・体育功労者

渡辺将好（青柳町）YOSAKOI部推薦

早川　昇（天神中條）天神中條推薦

山崎久也（最勝寺）青柳町下支部推薦

芦澤　久（最勝寺）水泳部推薦

・特別表彰者

吉田莉歩（鰍沢北）　８歳　空手

志村遙彦（鰍沢北）１３歳　空手

志村京亮（鰍沢北）　８歳　空手

中込　空（青柳町）１８歳　陸上

志村涼風（最勝寺）１３歳　ｳｴｲﾄﾘﾌﾃｨﾝｸﾞ

佐川幸司（鰍沢北）　　カヌー

中込　進（青柳町）　　ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ

望月守男（最勝寺）　　ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ

佐藤亜俐寿（天神中條）１２歳　ソフトテニス

・感謝状贈呈

大石明子（最勝寺）　　駅伝大会救護協力者

○富士川町文化功労者表彰　１０／１３　文化ホール　芸能フェスティバル

・文化功労者

原田眞弓（長　澤）　文化協会本部推薦

・特別功労者表彰

矢崎仁司（鰍沢中）　教育委員会推薦

各種表彰関係報告

増穂中学校

月日	大会名	部活名	種目	成績	氏名	学年	備考
8月24日	北麓カーニバル	陸上	女子走り幅跳び	2位	井上みらい	2年	
			男子100m	1位	入月誠ノ介	2年	
			女子ジャベリックスロー	1位	志村涼風	2年	
				2位	井上みらい	2年	
			女子砲丸投げA	3位	山形栞莉	3年	
			女子砲丸投げB	1位	志村涼風	2年	
8月31日	JOCジュニアオリンピックカップ山梨県予選	卓球	14歳以下女子シングルス	1位	輿石郁花	1年	
8月30日	鰍沢署管内交通安全弁論			優勝	堀口絢乃	3年	
8月30日	鰍沢署管内防犯弁論			準優勝	浅川さくら	3年	
9月3日	北部支会理科自由研究発表会				深澤飛翔	2年	
9月12日	峡南地区児童生徒理科自由研究発表会			優秀	金丸千莉	3年	

教育長・ 事業・行事報告　　R元. 9. 25

月　日	時 間	場　　所	内　　容
8月27日	8:30	釜無川浄化センターG	南巨摩グランドゴルフ大会
28日	19:30	町民会館	体育祭り実行委員会
29日	19:30	教育文化会館	町立図書館整備・管理運営検討委員会
30日	15:00	身延総合文化会館	峡南地区教育フォーラム
〃	21:30	増穂小学校校庭	町長杯争奪ソフトボール大会閉会式
9月1日	8:30	役場会議室	総合防災訓練
4日	9:30	教文館	学校経営研究会
6日	10:00	議場	9月定例会開会　提案
〃	19:30	役場会議室	富士川夏まつり反省会
8日	10:00	甲府市(小瀬)	第51回山梨県学童水泳競技大会
7-8日		増穂中	紅葉祭(8日体育部門)
9日	9:00	議場	議会一般質問
10日	10:00	議場	議会質疑
〃	13:00	町内	議会現地視察
〃	19:30	町民会館	文芸教室(短歌)
11日	9:00	役場会議室	決算特別委員会(分科会)
12日	9:00	役場会議室	決算特別委員会(分科会)
〃	14:30	教育文化会館	そよ風教室指導者打ち合わせ会
〃	19:30	町民会館	文芸教室(川柳)
13日	14:00	鰍沢中	鰍朋祭講演会・前夜祭
〃	19:30	町民会館	文化協会第3回理事会
14日	8:30	鰍沢中	鰍朋祭(午後体育部門)
〃	13:30	小瀬武道館	県体育祭開会式
15日		小瀬スポーツ公園	県体育祭各種目激励
17日	9:00	役場会議室	決算特別委員会(全体会)
〃	19:30	町民会館	文芸教室(詩)
19日	9:30	町民会館	公民館講座・ちぎり絵教室(全3回)
20日	10:00	議場	討論・採決・閉会
21日	13:30	町民会館	峡南の歴史と文化を学ぶ会
〃	16:00	ますほ文化ホール	吉田兄弟三味線コンサート
22日	9:00	殿原弓道場	支部対抗弓道大会
〃	14:30	小瀬武道館	県体育祭り閉会式
24日	13:30	町民会館	老壮大学
〃	19:30	教育文化会館	第2回小通学校のあり方懇話会
25日	10:00	教文館	定例教育委員会

富士川町議会　令和元年９月定例会　一般質問　質問事項　【教育総務課】

○通告１番　５番　望月眞　議員

・教職員の多忙化解消について

（１）教職員の多忙化による問題点について、どのように捉えているか伺う。

答弁

学習指導要領の改訂など学習内容が増えてきているなか、教職員が最も重視しなければならないことは、児童生徒一人ひとりに向き合う時間を十分に確保することであります。

しかし、現状では、放課後に翌日の授業の準備業務のほか、会議、研修会への参加、各種団体からの要請や、国・県からの調査等への対応に追われ、教職員が抱える業務は増加の一途を辿っており、子どもたちに向き合う時間がとれなくなっていることが問題であると考えております。

（２）町内各小中学校では、多忙化解消に向け、どのような取り組みが行われているか伺う。

答弁

町内の各小中学校においては、毎年度、業務改善のための具体的な方策をまとめた「改善計画」を作成し、その計画に基づいた取り組みを実施し、ＰＤＣＡサイクルで検証と改善を行っております。

具体的には、職員会議や研究会の時間短縮や書類等の電子データ化による業務の効率化に努めているほか、放課後に部活動や会議を実施しない「きずなの日」やお盆の時期には学校閉庁日を設定するなどの取り組みを実施しております。

（３）教職員の多忙化解消に向け、教育事務を担当する町単独雇用非常勤職員配置について伺う。

答弁

本町では、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育を行い、子どもたちの支援を行うことで、教職員の多忙化も解消するため、２６名の町単講師や町単特別支援員を雇用し、配置していることから、教職員の多忙化解消のため新たに教育事務を担当する町単独雇用非常勤職員を配置することについては、考えておりません。

（４）教職員の多忙化解消に向け、新たな制度として、町独自の「学校サポーター制度」の導入について伺う。

答弁

教職員の多忙化解消に向け、他県では教員ＯＢなど、外部の人材を活用し、教職員の業務を支援する事業を実施している教育委員会があります。

現在、山梨県においては部活動における外部指導者の派遣事業や学力向上支援補助事業がありますが、教職員の多忙化を解消する業務を支援する事業は実施しておりません。

こうしたことから、今後、学校とも協議を行う中で、多忙化解消に向けた教職員を支援するボランティアによる「学校サポーター制度」について、研究をしていきたいと考えております。

（５）教職員の多忙化抜本的解決に向けて、県や国の教育行政への働きかけができないか伺う。

答弁

教職員の多忙化解消については、町教育委員会や学校での取り組みも必要でありますが、新しい教育課程に対応した教職員の増員配置など、国の教育制度における抜本的な課題解決が何よりも重要であります。

こうしたことから、山梨県市町村教育委員会連合会及び町村教育長会では、毎年各市町村教育委員会から出される「国・県への教育施策及び予算に関する要望書」をとりまとめ、小学校での外国語科導入による英語専科教員の増員配置や校務支援システムの導入による業務の負担軽減など、教職員の多忙化改善に関する項目を加えた要望書を提出しているところであります。

今後も引き続き、教職員の多忙化解消に向けた要望を、国や県へ働きかけていきたいと考えております。

○通告６番　１１番　堀内春美　議員

・給食センター建設について

（１）建設予算の概算が１０億円であったが、最終的にいくらになるのか。

答弁

平成 29 年 7 月に策定した「富士川町学校給食センター整備基本計画」では、概算事業費として、10 億 4500 万円をお示ししたところでありますが、昨年度完

了した「富士川町学校給食センター実施設計業務」では、1,105,602千円となったことから、これに町内5校の受配校改修費用50,000千円を加えた1,155,602千円を、当初予算の継続費として、計上したところであります。

最終的な事業費につきましては、建設工事が進捗中であり、今後執行予定の経費もあるため、現時点では確定しておりません。

議案第73号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年9月6日

富士川町長　志　村　　学

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例

（富士川町民会館条例の一部改正）

第２条　富士川町民会館条例（平成 22 年富士川町条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改正する。

別表（第8条関係）

町民会館使用料

種別	町内利用者	町外利用者	備考
ホール	1,050円／時間	1,570円／時間	
調理実習室	840円／時間	1,250円／時間	
会議室 その他	420円／時間	630円／時間	

（富士川町ますほ文化ホール条例の一部改正）

第３条　富士川町ますほ文化ホール条例（平成 22 年富士川町条例第 100 号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第 14 条関係）

利用区分 部屋名		午前 午前９時～正午	午後 午後１時～午後５時	夜間 午後６時～午後10時	全日 午前９時～午後10時
多目的ホール	平日	7,330 円	12,150 円	15,820 円	35,300 円
	土・日・休日	9,750 円	19,380 円	24,200 円	53,330 円
ギャラリー	共通	1,530 円	2,040 円	2,650 円	3,670 円
リハーサル室	平日	2,520 円	3,040 円	3,350 円	8,910 円
	土・日・休日	3,670 円	4,610 円	4,920 円	13,200 円
リハーサル室（時間貸	平日	1 時間 810 円			
	土・日・休日	1 時間 1,020 円			

し)					
楽屋(1 部屋)	共通	730 円	950 円	1,050 円	2,730 円

入場料金等を徴収する場合の金額	利用料金に乗じる割増率
4,000 円未満	無
4,000 円以上 6,000 円未満	100 分の 50
6,000 円以上	100 分の 100

備考

1 施設の占有のみの区分が生じた場合は、当該区分の入場料金を徴収しない場合の利用料金の 3 分の 1 の額を徴収する。

2 入場料金の額に段階がある場合は、最高の入場料金の額をもってこの表の入場料金の額とする。

3 入場料金を徴収しない場合において、会費を徴収するもの、会員制度により会員を招待するもの、商品の売上高により招待券を発行するものその他これらに準ずるものは、入場料金を徴収したものとみなす。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2(第 14 条関係)

1 舞台設備器具

名称	単位	利用料金
舞台基本設備	1 式	2,520 円
所作台	1 式	14,780 円
仮設花道(両側)	1 式	6,080 円
エプロンステージ	1 式	630 円
平台／山台(ひな段)	1 枚	210 円
松羽目(ドロップ式)	1 枚	1,470 円
美術幕類	1 枚	1,470 円
地絣	1 枚	1,470 円
緋毛氈	1 式	1,470 円
リノリウム	1 式	630 円
畳	1 畳	110 円
座布団	1 枚	110 円
高座布団	1 枚	320 円

その他の敷物	1巻	110円
屏風	半双	1,470円
屏風	1双	2,940円
演台(花台付)	1式	950円
司会台	1台	320円
机	1台	210円
椅子	1ワゴン	420円
ホワイトボード	1台	210円
指揮台	1台	210円
譜面台	1式	420円
ピアノ椅子	1脚	210円
コントラバス用椅子	1脚	210円
国旗(パネル式)	1枚	110円
町旗(パネル式)	1枚	110円
ステージ吊り看板(パネル式)	1式	420円
表示板(トンボ)	1台	110円
めくり台	1台	210円
パネル類	1枚	110円

2　照明設備器具の利用料金(使用1回当たり)

名称	単位	利用料金
照明基本設備	1式	2,520円
反射板ライト	1式	630円
ボーダーライト	1列	1,160円
フットライト	1式	1,790円
ホリゾントライト	1式	3,040円
サスペンションライト	1台	320円
フロントサイドライト	1回路	740円
シーリングライト	1回路	320円
センターピンスポットライト	1台	3,040円
譜面灯	1台	210円
可動スポットライト	1台	320円
効果用照明器具(エフェクトマシン等)	1台	1,260円

3　音響設備器具の利用料金(使用1回当たり)

名称	単位	利用料金
拡声基本設備	1式	2,520円
マイクロホン	1本	950円
3点吊りマイクロホン装置	1式	2,940円
移動式スピーカー(アンプ無し)	1台	740円
移動式スピーカー(アンプ付き)	1式	1,260円
効果用音響器具	1台	1,260円
ミキサー(可搬型)	1台	1,470円
録画装置	1式	950円

4　映写、映像設備器具の利用料金(使用1回当たり)

名称		単位	利用料金
35mm映写機		1式	12,160円
映写スクリーン(固定式)		1式	1,370円
ビデオレコーダー(VHS)		1台	1,370円
DVDレコーダー		1台	1,370円
ブルーレイディスクレコーダー		1台	1,370円
プロジェクター	3000ルーメン(OHP機能付)	1台	1,370円
	8500ルーメン	1台	1,370円
レーザーディスク(LD、ソフト)		1枚	210円
コンパクトディスク(CD、ソフト)		1枚	210円
ビデオテープ(VHS/ソフト)		1本	210円

5　電源設備の利用料金(使用1回当たり)

名称	単位	利用料金
電力消費量1kW未満の持込設備及び器具等	1口	210円
電力消費量1kW以上2kW未満の持込設備及び器具等	1口	320円
電力消費量2kW以上の持込設備及び器具等については、電力消費量1kWを増すごとに1口につき110円を加算する。		

6　楽器の利用料金(使用1回当たり)

名称	単位	使用料

ピアノ(フルコンサート、外国製)	1台	12,160円
ピアノ(フルコンサート、日本製)	1台	6,080円
ピアノ(グランド、日本製)	1台	3,670円
ポジティフオルガン	1台	3,670円
ティンパニー	1式	1,890円
コントラバス	1台	630円
キーボード	1台	210円

備考

1　利用1回当たりとは、午前、午後、夜間をその単位とし、それぞれ9時～12時、13時～17時、18時～22時とする。

2　別表第1の規定による施設の占有時における設備器具の利用料金は徴収しない。

3　ピアノの調律料金、録音録画等に要するテープ類及び音響効果等に要するソフトウェア類は、別途利用者の負担とする。

(富士川町教育文化会館条例の一部改正)

第4条　富士川町教育文化会館条例(平成22年富士川町条例第101号)の一部を次のように改正する。

別表中「410円」を「420円」に、「210円」を「220円」に改める。

(富士川町社会体育施設条例の一部改正)

第5条　富士川町社会体育施設条例(平成22年富士川町条例第105号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条の2、第9条関係)

(1)　社会体育施設を使用する場合

区分	施設名	使用時間	使用料	摘要
野球場	殿原スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	470円／時間	
ソフトボール場	殿原スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	320円／時間	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	1,370円／時間	
	富士川スポーツ広場	午前8時30分～午後7時	220円／時間	

	大法師スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	220円／時間	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	1,370円／時間	
陸上競技場サッカー場	富士川いきいきスポーツ公園	午前8時30分～午後7時	1,020円／時間	
テニスコート	利根川公園	午前8時30分～午後7時	220円／時間	1面につき 照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	730円／時間	
	大法師スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	220円／時間	
		午後7時～午後10時	730円／時間	
スポーツ広場	利根川公園	午前8時30分～午後7時	320円／時間	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	1,370円／時間	
弓道場	殿原スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	220円／時間	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	520円／時間	
	大法師スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	220円／時間	
		午後7時～午後10時	520円／時間	
ゲートボール場	利根川公園	午前8時30分～午後7時	220円／時間	1面につき
	富士川ふれあいスポーツ公園	午前8時30分～午後7時	220円／時間	
プール	利根川公園	午前9時～午後5時	220円／	中学生以

			人	下
	五開プール	午前 9 時～午後 5 時	220 円／人	110 円 コース貸 1,580 円
	中部プール	午前 9 時～午後 5 時	220 円／人	
運動場（学校開放施設）	増穂小学校	午前 8 時 30 分～午後 7 時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後 7 時～午後 10 時	950 円／時間	
	増穂南小学校	午前 8 時 30 分～午後 7 時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後 7 時～午後 10 時	520 円／時間	
	増穂中学校	午前 8 時 30 分～午後 7 時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後 7 時～午後 10 時	950 円／時間	
	鰍沢小学校	午前 8 時 30 分～午後 7 時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後 7 時～午後 10 時	520 円／時間	
	鰍沢中学校	午前 8 時 30 分～午後 7 時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後 7 時～午後 10 時	950 円／時間	
	鰍沢小・中学校	午前 8 時 30 分～午後 7 時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後 7 時～午後 10 時	1,370 円／時間	
運動場	平林運動場	午前 8 時 30 分～午後 7 時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後 7 時～午後 10 時	520 円／時間	
	五開運動場	午前 8 時 30 分～午後	無料	照明使用

		7時		は、夜間料金
		午後7時～午後10時	520円／時間	
	中部運動場	午前8時30分～午後7時	無料	夜間照明は、夜間料金
		午後7時～午後10時	520円／時間	
アリーナ	ふれあい広域体育館	午前8時30分～午後10時	840円／時間	
	平林体育館	午前8時30分～午後10時	630円／時間	
	五開体育館	午前8時30分～午後10時	420円／時間	
	中部体育館	午前8時30分～午後10時	630円／時間	
体育館（学校開放施設）	増穂小学校体育館	午前8時30分～午後10時	840円／時間	
	増穂南小学校体育館	午前8時30分～午後10時	630円／時間	
	増穂中学校体育館	午前8時30分～午後10時	840円／時間	
	鰍沢小学校体育館	午前8時30分～午後10時	630円／時間	
	鰍沢中学校体育館	午前8時30分～午後10時	1,250円／時間	半面半額
卓球場	ふれあい広域体育館	午前8時30分～午後10時	220円／時間	
柔剣道場	鰍沢中学校体育館	午前8時30分～午後10時	220円／時間	
トレーニング室	富士川町トレーニング室	午前9時～午後9時	440円／人	
研修室	大法師スポ	午前8時30分～午後	320円／	

	一ツ公園	10時	時間	

備考

1　町外者が使用する場合は、表に定める額の 2 倍に相当する額とする。

2　使用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間とする。

(2)　器具を使用する場合

設備又は器具の名称	単位	使用料	摘要
陸上競技用具	1種目一式1回	110円	

備考　町外者が使用する場合には、表に定める額の 2 倍に相当する額とする。

附　則

(施行期日)

1　この条例中第 1 条及び第 15 条から第 21 条までの規定は令和元年 10 月 1 日から、その他の規定は令和元年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3　第 2 条の規定による改正後の富士川町民会館条例別表の規定、第 3 条の規定による改正後の富士川町ますほ文化ホール条例別表第 1 の規定、第 4 条の規定による改正後の富士川町教育文化会館条例別表の規定、第 5 条の規定による改正後の富士川町社会体育施設条例別表の規定、第 6 条の規定による改正後の富士川町ふれあいプラザ条例別表の規定、第 7 条の規定による富士川町甲州鰍沢温泉かじかの湯条例別表の規定、第 8 条の規定による改正後の富士川町児童センター条例別表の規定、第 9 条の規定による富士川町まほらの湯・温泉スタンド条例別表の規定、第 10 条の規定による富士川町高齢者ふれあいセンター条例別表の規定、第 11 条の規定による富士川町保健福祉支援センター条例別表の規定、第 12 条の規定による富士川町ますほふるさと自然塾条例別表第 2 の規定、第 13 条の規定による富士川町総合交流ターミナルつくたべかん条例別表の規定、第 14 条の規定による富士川町交流センター塩の華条例別表第 2 の規定、第 22 条の規定による富士川町直売所条例別表の規定及び第 23 条の規定による富士川町道の駅富士川条例別表第 2 の規定は、施行日以後に利用する施設又は設備の使用料又は利用料金について適用する。

4　前項の規定にかかわらず、施行日前に許可を受けた同日以後における施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

富士川町民会館条例新旧対照表(第2条関係)

新

別表(第8条関係)

種別	町内利用者	町外利用者	備考
ホール	1,050円／時間	1,570円／時間	
調理自習室	840円／時間	1,250円／時間	
会議室その他	420円／時間	630円／時間	

旧

別表(第8条関係)

種別	町内利用者	町外利用者	備考
ホール	1,030円／時間	1,545円／時間	
調理自習室	820円／時間	1,230円／時間	
会議室その他	410円／時間	620円／時間	

富士川町ますほ文化ホール条例新旧対照表(第3条関係)

新

別表第1(第14条関係)

部屋名 ＼ 利用区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
多目的ホール	平日	7,330円	12,150円	15,820円	35,300円
	土・日・休日	9,750円	19,380円	24,200円	53,330円
ギャラリー	共通	1,530円	2,040円	2,650円	3,670円
リハーサル室	平日	2,520円	3,040円	3,350円	8,910円
	土・日・休日	3,670円	4,610円	4,920円	13,200円
リハーサル室(時間貸し)	平日	1時間810円			
	土・日・休日	1時間1,020円			
楽屋(1部屋)	共通	730円	950円	1,050円	2,730円

入場料金等を徴収する場合の金額	利用料金に乗じる割増率
4,000円未満	無
4,000円以上6,000円未満	100分の50
6,000円以上	100分の100

備考

1 施設の占有のみの区分が生じた場合は、当該区分の入場料金を徴収しない場合の利用料金の3分の1の額を徴収する。

2 入場料金の額に段階がある場合は、最高の入場料金の額をもってこの表の入場料金の額とする。

3 入場料金を徴収しない場合において、会費を徴収するもの、会員制度により会員を招待するもの、商品の売上高により招待券を発行するものその他これらに準ずるものは、入場料金を徴収したものとみなす。

別表第2(第14条関係)

1 舞台設備器具

名称	単位	利用料金
舞台基本設備	1式	2,520円

旧

別表第1(第14条関係)

部屋名 ＼ 利用区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
多目的ホール	平日	7,200円	11,930円	15,530円	34,660円
	土・日・休日	9,570円	19,030円	23,760円	52,360円
ギャラリー	共通	1,500円	2,000円	2,600円	3,600円
リハーサル室	平日	2,470円	2,980円	3,290円	8,740円
	土・日・休日	3,600円	4,530円	4,830円	12,960円
リハーサル室(時間貸し)	平日	1時間800円			
	土・日・休日	1時間1,000円			
楽屋(1部屋)	共通	720円	930円	1,030円	2,680円

入場料金等を徴収する場合の金額	利用料金に乗じる割増率
4,000円未満	無
4,000円以上6,000円未満	100分の50
6,000円以上	100分の100

備考

1 施設の占有のみの区分が生じた場合は、当該区分の入場料金を徴収しない場合の利用料金の3分の1の額を徴収する。

2 入場料金の額に段階がある場合は、最高の入場料金の額をもってこの表の入場料金の額とする。

3 入場料金を徴収しない場合において、会費を徴収するもの、会員制度により会員を招待するもの、商品の売上高により招待券を発行するものその他これらに準ずるものは、入場料金を徴収したものとみなす。

別表第2(第14条関係)

1 舞台設備器具

単位：円

名称	単位	利用料金
舞台基本設備	1式	2,400

所作台	1式	14,780円
仮設花道(両側)	1式	6,080円
エプロンステージ	1式	630円
平台／山台(ひな段)	1枚	210円
松羽目(ドロップ式)	1枚	1,470円
美術幕類	1枚	1,470円
地緋	1枚	1,470円
緋毛氈	1式	1,470円
リノリウム	1式	630円
畳	1畳	110円
座布団	1枚	110円
高座布団	1枚	320円
その他の敷物	1巻	110円
屏風	半双	1,470円
屏風	1双	2,940円
演台(花台付)	1式	950円
司会台	1台	320円
机	1台	210円
椅子	1ワゴン	420円
ホワイトボード	1台	210円
指揮台	1台	210円
譜面台	1式	420円
ピアノ椅子	1脚	210円
コントラバス用椅子	1脚	210円
国旗(パネル式)	1枚	110円
町旗(パネル式)	1枚	110円
ステージ吊り看板(パネル式)	1式	420円
表示板(トンボ)	1台	110円

所作台	1式	14,100
仮設花道(両側)	1式	5,800
エプロンステージ	1式	600
平台／山台(ひな段)	1枚	200
松羽目(ドロップ式)	1枚	1,400
美術幕類	1枚	1,400
地緋	1枚	1,400
緋毛氈	1式	1,400
リノリウム	1式	600
畳	1畳	100
座布団	1枚	100
高座布団	1枚	300
その他の敷物	1巻	100
屏風	半双	1,400
屏風	1双	2,800
演台(花台付)	1式	900
司会台	1台	300
机	1台	200
椅子	1ワゴン	400
ホワイトボード	1台	200
指揮台	1台	200
譜面台	1式	400
ピアノ椅子	1脚	200
コントラバス用椅子	1脚	200
国旗(パネル式)	1枚	100
町旗(パネル式)	1枚	100
ステージ吊り看板(パネル式)	1式	400
表示板(トンボ)	1台	100

めくり台	1台	210円
パネル類	1枚	110円

2　照明設備器具の利用料金(使用1回当たり)

名称	単位	利用料金
照明基本設備	1式	2,520円
反射板ライト	1式	630円
ボーダーライト	1列	1,160円
フットライト	1式	1,790円
ホリゾントライト	1式	3,040円
サスペンションライト	1台	320円
フロントサイドライト	1回路	740円
シーリングライト	1回路	320円
センターピンスポットライト	1台	3,040円
譜面灯	1台	210円
可動スポットライト	1台	320円
効果用照明器具(エフェクトマシン等)	1台	1,260円

3　音響設備器具の利用料金(使用1回当たり)

名称	単位	利用料金
拡声基本設備	1式	2,520円
マイクロホン	1本	950円
3点吊りマイクロホン装置	1式	2,940円
移動式スピーカー(アンプ無し)	1台	740円
移動式スピーカー(アンプ付き)	1式	1,260円
効果用音響器具	1台	1,260円

めくり台	1台	200
パネル類	1枚	100

2　照明設備器具の利用料金(使用1回当たり)

単位：円

名称	単位	利用料金
照明基本設備	1式	2,400
反射板ライト	1式	600
ボーダーライト	1列	1,100
フットライト	1式	1,700
ホリゾントライト	1式	2,900
サスペンションライト	1台	300
フロントサイドライト	1回路	700
シーリングライト	1回路	300
センターピンスポットライト	1台	2,900
譜面灯	1台	200
可動スポットライト	1台	300
効果用照明器具(エフェクトマシン等)	1台	1,200

3　音響設備器具の利用料金(使用1回当たり)

単位：円

名称	単位	利用料金
拡声基本設備	1式	2,400
マイクロホン	1本	900
3点吊りマイクロホン装置	1式	2,800
移動式スピーカー(アンプ無し)	1台	700
移動式スピーカー(アンプ付き)	1式	1,200
効果用音響器具	1台	1,200

ミキサー(可搬型)	1台	1,470円
録画装置	1式	950円

4　映写、映像設備器具の利用料金(使用1回当たり)

名称		単位	利用料金
35mm映写機		1式	12,160円
映写スクリーン(固定式)		1式	1,370円
ビデオレコーダー(VHS)		1台	1,370円
DVDレコーダー		1台	1,370円
ブルーレイディスクレコーダー		1台	1,370円
プロジェクター	3000ルーメン(OHP機能付)	1台	1,370円
	8500ルーメン	1台	1,370円
レーザーディスク(LD、ソフト)		1枚	210円
コンパクトディスク(CD、ソフト)		1枚	210円
ビデオテープ(VHS/ソフト)		1本	210円

5　電源設備の利用料金(使用1回当たり)

名称	単位	利用料金
電力消費量1kW未満の持込設備及び器具等	1口	210円
電力消費量1kW以上2kW未満の持込設備及び器具等	1口	320円
電力消費量2kW以上の持込設備及び器具等については、電力消費量1kWを増すごとに1口につき110円を加算する。		

6　楽器の利用料金(使用1回当たり)

ミキサー(可搬型)	1台	1,400
録画装置	1式	900

4　映写、映像設備器具の利用料金(使用1回当たり)

単位：円

名称		単位	利用料金
35mm映写機		1式	11,600
映写スクリーン(固定式)		1式	1,300
ビデオレコーダー(VHS)		1台	1,300
DVDレコーダー		1台	1,300
ブルーレイディスクレコーダー		1台	1,300
プロジェクター	3000ルーメン(OHP機能付)	1台	1,300
	8500ルーメン	1台	1,300
レーザーディスク(LD、ソフト)		1枚	200
コンパクトディスク(CD、ソフト)		1枚	200
ビデオテープ(VHS/ソフト)		1本	200

5　電源設備の利用料金(使用1回当たり)

単位：円

名称	単位	利用料金
電力消費量1kW未満の持込設備及び器具等	1口	200
電力消費量1kW以上2kW未満の持込設備及び器具等	1口	300
電力消費量2kW以上の持込設備及び器具等については、電力消費量1kWを増すごとに1口につき100円を加算する。		

6　楽器の利用料金(使用1回当たり)

単位：円

名称	単位	使用料
ピアノ(フルコンサート、外国製)	1台	12,160円
ピアノ(フルコンサート、日本製)	1台	6,080円
ピアノ(グランド、日本製)	1台	3,670円
ポジティフオルガン	1台	3,670円
ティンパニー	1式	1,890円
コントラバス	1台	630円
キーボード	1台	210円

備考

1　利用1回当たりとは、午前、午後、夜間をその単位とし、それぞれ9時～12時、13時～17時、18時～22時とする。

2　別表第1の規定による施設の占有時における設備器具の利用料金は徴収しない。

3　ピアノの調律料金、録音録画等に要するテープ類及び音響効果等に要するソフトウェア類は、別途利用者の負担とする。

名称	単位	使用料
ピアノ(フルコンサート、外国製)	1台	11,600
ピアノ(フルコンサート、日本製)	1台	5,800
ピアノ(グランド、日本製)	1台	3,500
ポジティフオルガン	1台	3,500
ティンパニー	1式	1,800
コントラバス	1台	600
キーボード	1台	200

備考

1　利用1回当たりとは、午前、午後、夜間をその単位とし、それぞれ9時～12時、13時～17時、18時～22時とする。

2　別表第1の規定による施設の占有時における設備器具の利用料金は徴収しない。

3　ピアノの調律料金、録音録画等に要するテープ類及び音響効果等に要するソフトウェア類は、別途利用者の負担とする。

富士川町教育文化会館条例新旧対照表(第4条関係)

新			旧		
別表(第8条関係)			別表(第8条関係)		
種別	使用料	摘要	種別	使用料	摘要
会議室	1時間　420円		会議室	1時間　410円	
研修室	1時間　220円		研修室	1時間　210円	

富士川町社会体育施設条例新旧対照表（第5条関係）

新

別表（第8条の2、第9条関係）

(1)　社会体育施設を使用する場合

区分	施設名	使用時間	使用料	摘要
野球場	殿原スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	470円／時間	
ソフトボール場	殿原スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	320円／時間	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	1,370円／時間	
	富士川スポーツ広場	午前8時30分～午後7時	220円／時間	
	大法師スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	220円／時間	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	1,370円／時間	
陸上競技場サッカー場	富士川いきいきスポーツ公園	午前8時30分～午後7時	1,020円／時間	
テニスコート	利根川公園	午前8時30分～午後7時	220円／時間	1面につき照明使用は、夜間
		午後7時～午後10時	730円／時間	
	大法師スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	220円／時間	料金
		午後7時～午後10時	730円／時間	
スポーツ広場	利根川公園	午前8時30分～午後7時	320円／時間	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	1,370円／時間	
弓道場	殿原スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	220円／時間	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	520円／時間	
	大法師スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	220円／時間	
		午後7時～午後10時	520円／時間	
ゲートボール場	利根川公園	午前8時30分～午後7時	220円／時間	1面につき
	富士川ふれあいスポーツ公園	午前8時30分～午後7時	220円／時間	
プール	利根川公園	午前9時～午後5時	220円／人	中学生以下110円コース貸1,580円
	五開プール	午前9時～午後5時	220円／人	
	中部プール	午前9時～午後5時	220円／人	

旧

別表（第8条の2、第9条関係）

(1)　社会体育施設を使用する場合

区分	施設名	使用時間	使用料	摘要
野球場	殿原スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	460円／時間	
ソフトボール場	殿原スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	310円／時間	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	1,340円／時間	
	富士川スポーツ広場	午前8時30分～午後7時	210円／時間	
	大法師スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	210円／時間	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	1,340円／時間	
陸上競技場サッカー場	富士川いきいきスポーツ公園	午前8時30分～午後7時	1,000円／時間	
テニスコート	利根川公園	午前8時30分～午後7時	210円／時間	1面につき照明使用は、夜間
		午後7時～午後10時	720円／時間	
	大法師スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	210円／時間	料金
		午後7時～午後10時	720円／時間	
スポーツ広場	利根川公園	午前8時30分～午後7時	310円／時間	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	1,340円／時間	
弓道場	殿原スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	210円／時間	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	510円／時間	
	大法師スポーツ公園	午前8時30分～午後7時	210円／時間	
		午後7時～午後10時	510円／時間	
ゲートボール場	利根川公園	午前8時30分～午後7時	210円／時間	1面につき
	富士川ふれあいスポーツ公園	午前8時30分～午後7時	210円／時間	
プール	利根川公園	午前9時～午後5時	210円／人	中学生以下110円コース貸1,540円
	五開プール	午前9時～午後5時	210円／人	
	中部プール	午前9時～午後5時	210円／人	

運動場（学校開放施設）	増穂小学校	午前8時30分～午後7時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	950円／時間	
	増穂南小学校	午前8時30分～午後7時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	520円／時間	
	増穂中学校	午前8時30分～午後7時	無料	照明使用は、
		午後7時～午後10時	950円／時間	夜間料金
	鰍沢小学校	午前8時30分～午後7時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	520円／時間	
	鰍沢中学校	午前8時30分～午後7時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	950円／時間	
	鰍沢小・中学校	午前8時30分～午後7時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	1,370円／時間	
運動場	平林運動場	午前8時30分～午後7時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後	520円／時間	

運動場（学校開放施設）	増穂小学校	午前8時30分～午後7時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	930円／時間	
	増穂南小学校	午前8時30分～午後7時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	510円／時間	
	増穂中学校	午前8時30分～午後7時	無料	照明使用は、
		午後7時～午後10時	930円／時間	夜間料金
	鰍沢小学校	午前8時30分～午後7時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	510円／時間	
	鰍沢中学校	午前8時30分～午後7時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	930円／時間	
	鰍沢小・中学校	午前8時30分～午後7時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	1,340円／時間	
運動場	平林運動場	午前8時30分～午後7時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後	510円／時間	

		10時		
	五開運動場	午前8時30分～午後7時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	520円／時間	
	中部運動場	午前8時30分～午後7時	無料	夜間照明は、夜間料金
		午後7時～午後10時	520円／時間	
アリーナ	ふれあい広域体育館	午前8時30分～午後10時	840円／時間	
	平林体育館	午前8時30分～午後10時	630円／時間	
	五開体育館	午前8時30分～午後10時	420円／時間	
	中部体育館	午前8時30分～午後10時	630円／時間	
体育館（学校開放施設）	増穂小学校体育館	午前8時30分～午後10時	840円／時間	
	増穂南小学校体育館	午前8時30分～午後10時	630円／時間	
	増穂中学校体育館	午前8時30分～午後10時	840円／時間	

		10時		
	五開運動場	午前8時30分～午後7時	無料	照明使用は、夜間料金
		午後7時～午後10時	510円／時間	
	中部運動場	午前8時30分～午後7時	無料	夜間照明は、夜間料金
		午後7時～午後10時	510円／時間	
アリーナ	ふれあい広域体育館	午前8時30分～午後10時	820円／時間	
	平林体育館	午前8時30分～午後10時	620円／時間	
	五開体育館	午前8時30分～午後10時	410円／時間	
	中部体育館	午前8時30分～午後10時	620円／時間	
体育館（学校開放施設）	増穂小学校体育館	午前8時30分～午後10時	820円／時間	
	増穂南小学校体育館	午前8時30分～午後10時	620円／時間	
	増穂中学校体育館	午前8時30分～午後10時	820円／時間	

	鰍沢小学校体育館	午前8時30分～午後10時	630円／時間	
	鰍沢中学校体育館	午前8時30分～午後10時	1,250円／時間	半面半額
卓球場	ふれあい広域体育館	午前8時30分～午後10時	220円／時間	
柔剣道場	鰍沢中学校体育館	午前8時30分～午後10時	220円／時間	
トレーニング室	富士川町トレーニング室	午前9時～午後9時	440円／人	
研修室	大法師スポーツ公園	午前8時30分～午後10時	320円／時間	

備考

1 町外者が使用する場合は、表に定める額の2倍に相当する額とする。

2 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

(2) 器具を使用する場合

設備又は器具の名称	単位	使用料	摘要
陸上競技用具	1種目一式1回	110円	

備考 町外者が使用する場合には、表に定める額の2倍に相当する額とする。

	鰍沢小学校体育館	午前8時30分～午後10時	620円／時間	
	鰍沢中学校体育館	午前8時30分～午後10時	1,230円／時間	半面半額
卓球場	ふれあい広域体育館	午前8時30分～午後10時	210円／時間	
柔剣道場	鰍沢中学校体育館	午前8時30分～午後10時	210円／時間	
トレーニング室	富士川町トレーニング室	午前9時～午後9時	430円／人	
研修室	大法師スポーツ公園	午前8時30分～午後10時	310円／時間	

備考

1 町外者が使用する場合は、表に定める額の2倍に相当する額とする。

2 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

(2) 器具を使用する場合

設備又は器具の名称	単位	使用料	摘要
陸上競技用具	1種目一式1回	100円	

備考 町外者が使用する場合には、表に定める額の2倍に相当する額とする。

建設工事請負変更仮契約書

契約番号 126-1

1　事　業　名　　富士川町町民体育館解体事業

2　工　事　名　　町民体育館解体工事

3　工事場所　　南巨摩郡富士川町　小林　地内

4　変更事項

（1）請負代金額　　1,630,800円　増額

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
（増額する請負代金額に108分の8を乗じて得た額）
120,800円）

（2）完成期日　　――――――

（3）工事内容　　別紙設計書のとおり

上記の工事について、平成30年12月14日に締結した請負契約の一部を、上記のとおり変更し、請負変更仮契約書を締結するものとする。

なお、この契約は、富士川町議会の議決〔議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成22年3月8日　富士川町条例第56号）〕を得られたとき本契約として認められるものとし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　元　年　8月　8日

契約担当者

住　　所　山梨県南巨摩郡富士川町天神中條１１３４番地

職　氏　名　富士川町長　志　村　学

請　負　者

住　　所　山梨県南巨摩郡富士川町青柳町3194

商号又は名称　株式会社ダスプサービス

代表取締役　平岡　大和

TEL(0556)22-5371

氏　　名　　印

山市町村教委連第１－14号
令和元年９月１８日

市町村（組合）教育委員　各位

山梨県市町村教育委員会連合会
会　長　　小澤　建

「秋季研修会」の開催について（通知）

初秋の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃、本連合会の事業につきましては、御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、本連合会では、次のとおり「秋季研修会」を開催いたします。

つきましては、多くの会員の皆様の参加のもと、有意義な研修会にしたいと考えておりますので、御多用中のところ誠に恐縮ですが、御出席いただけますようお願い申し上げます。

１　日　時　　令和元年10月30日（水）午後１時30分～（受付：午後１時～）
２　場　所　　須玉ふれあい館ホール（北杜市須玉町若神子521-17）
３　研修内容（講演会）

午後１時３０分～　開 会

○講演１　「プログラミング教育について」
講師：義務教育課　主幹・指導主事　　山本　摂　氏

○講演２　「全国学力・学力学習状況調査結果について」
講師：総合教育センター　教育研究推進幹　笹本　忠彦　氏

○講演３　「統合型校務支援システムについて」
講師：義務教育課　副主幹・指導主事　　藤原　祐喜　氏

○講演４　「服務規律の確保について／管理職登用について」
講師：義務教育課　人事管理監　　市川　敏也　氏

（休憩　１０分）

○講演５　「これからのコミュニティスクール
－山梨県内の動向を踏まえて－」
講師：山梨大学　大学教育センター　教授　日永　龍彦　氏

午後４時１０分～　閉 会　　（午後４時２０分終了予定）

４　出席者　山梨県各市町村（組合）教育長及び教育委員

山梨県市町村教育委員会連合会事務局
〒408-0188　北杜市須玉町大豆生田961-1
北杜市教育委員会内　担当　田丸・浅川
TEL:0551-42-1371　FAX:0551-42-1124
E-mail:y-kenren@city.hokuto.lg.jp

教育長・ 事業・行事予定　　R元. 9. 25

月　日	時 間	場　　所	内　　容
9月26日	10:00	小林地区	学校給食センター起工式
27日	16:30	役場会議室	太鼓フェスティバル実行委員会
28日		増小・鰍小	運動会
30日	19:30	役場会議室	山車巡行祭り実行委員会
10月5日	9:00	ニスカグランド	保育所連合運動会
6日	9:00	旧西小体育館・運動場	平林区民体育祭
7日	15:00	役場会議室	新庁舎建設町民懇話会
9日	9:30	教文館	学校経営研究会
〃	10:00	わかば支援学校	わかば支援学校20周年記念式典
〃	13:45	南部町文化ホール	峡南義務教育振興会議
13日	8:30	南小	運動会
〃	8:30	鰍沢中体育館	会長杯ママさんバレーボール大会
〃	10:00	ますほ文化ホール	富士川町芸能フェスティバル・文化功労者表彰
18日	13:00	教育文化会館	管理主事地教委訪問
19日	13:30	増穂中学校体育館	秋季教育研究山梨県大会
〃	13:00	いきいきスポーツ公園	町民体育祭準備
20日	8:30	いきいきスポーツ公園	町民体育祭
25日	10:00	教育文化会館	定例教育委員会
〃		静岡県	老壮大学社会見学会
26日		町民会館	来年度入学児就学時健診
26日		文化ホール	街角の音楽会
27日	12:30	文化ホール	太鼓フェスティバル
30日	13:30	北杜市須玉ふれあい館ホール	県市町村教育委員会連合会秋季研修会